

学校生活のしおり 2023



沖縄カトリック中学高等学校

教育理念

カトリック的世界観・教育理念に基づき人間の存在を神との関わりの中におき、神との親しい交わりの中で人生を歩んでいくことの大切さを伝えます。

ギリシャの哲学者アリストテレスは「人生で一番大切なのは、友情である。」といい、13世紀のドミニコ会士『神学大全』の著者でもあるトマス・アクィナスはこの言葉を引用して、「神と人との友情」こそは最高の友情でもあると述べています。イエス・キリストは「わたしはあなたがたを友と呼ぶ。父から聞いたことをすべてあなたがたに知らせたからである。」(ヨハネ15・15)と言われました。

私たち一人ひとは神の似姿として造られ、原型である神に向かって歩んでいく、その歩みの中で、家庭の枠を越えた学校という場で、他者と出会います。お互いに成長し、やがて社会の一員として、神から与えられたそれぞれの使命をもって、社会の共同善に寄与できる人間形成、人格の完成を目指します。

神の愛に応え、感謝し、他者を兄弟として愛することができる人間形成をし、神から与えられた愛と知を鍛えます。

建学の精神

「人は父なる神によって造られた兄弟姉妹である」というカトリック的世界観に基づいて、神を敬愛し、隣人を愛する優れた道德心と高い知性を備えた自主自立の「人づくり」を目指します。

教育モットー

- 1) 神への祈り (感謝の心)
- 2) 人への奉仕 (愛の実践)
- 3) 真理の探究 (智恵の獲得)

沿革

- 1994年4月 宜野湾市真栄原に沖縄カトリック中学校開校。門田恒雄校長就任。
- 1995年4月 森リツ子校長就任。
- 1996年4月 中学校全学年が揃う。
- 1997年4月 伊藤勲校長就任。
- 1998年3月 新講堂落成。
- 1998年4月 松本茂男校長就任。
- 2004年4月 沖縄カトリック高等学校開校。中学高等学校の校長に松本茂男校長就任。
中学高等学校新校舎落成。宜野湾市宜野湾に第二グラウンド完成。
- 2007年4月 仲里幸子校長就任。
- 2011年4月 夏見隆晴校長就任。
- 2022年4月 フェルナンデス・デニス神父校長就任。

沖縄カトリック中学高等学校校歌

作詞・作曲 新垣壬敏

Allegro moderato con brio ♩ = 100

1.し ろ い く も ふ か い そ ら を 一 あ お ぐ
2.あ お い う み お お う な ば ら を ひ ら く

て 一 ん の ま く や に つ つ 一 ま れ て
い だ い な み わ ぎ に う な が さ れ て

し ん り の み ち を あ ゆ む わ れ ら し ん ぼ う あ い 一 の ま な び や は
へ い わ の み ち を あ ゆ む わ れ ら じ ゆ う と き り つ の ま な び や は

ゆ た か な こ こ ろ と ち せ い を は ぐ く む

カ ト リ ッ ク お き な わ が く え ん

校 歌

作詞作曲 新垣壬敏

一、 白い雲 深い空を仰ぐ
天の幕屋に包まれて
真理の道を歩む我ら
信望愛の学び舎は
豊かな心と知性を育む
カトリック沖縄学園

二、 青い海 大海原を開く
偉大なみわざに促されて
平和の道を歩む我ら
自由と規律の学び舎は
豊かな心と知性を育む
カトリック沖縄学園

お 祈 り

【主の祈り】

天におられるわたしたちの父よ、み名が聖とされますように。
み国が来ますように。
みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように。
わたしたちの日ごとの糧を今日もお与えください。
わたしたちの罪をおゆるしてください。わたしたちも人をゆるします。
わたしたちを誘惑におちいらせず、悪からお救いください。
アーメン

【アヴェ・マリアの祈り】

アヴェ・マリア、恵みに満ちた方、主はあなたとともにおられます。
あなたは女のうちに祝福され、ご胎内の御子イエスも祝福されています。
神の母聖マリア、わたしたち罪びとのために、今も、死を迎える時も、お祈り
ください。
アーメン

【食前の祈り】

父よ、あなたのいつくしみに感謝してこの食事をいただきます。
ここに用意されたものを祝福し、わたしたちの心と身体を支える糧としてください。
わたしたちの主イエス・キリストによって。
アーメン

【食後の祈り】

父よ、感謝のうちにこの食事を終わります。
あなたのいつくしみを忘れず、すべての人の幸せを祈りながら。
わたしたちの主イエス・キリストによって。
アーメン

本校が目標とする生徒（GP）

- ・ 様々な立場に置かれる人々に愛と感謝の心で奉仕を行うことができる生徒。
(愛の実践・感謝の心)
- ・ 自己の考えを広げ、主体的に深い学びを实践することができる生徒。
(主体性・実行力)
- ・ これからの世界の変化に柔軟に対応し、積極的に新たな価値観を創り上げることが
できる生徒。
(対応力・創造力)
- ・ 多様性を認め、状況を正しく判断することで、他者と協働することが
できる生徒。
(協働性・認識力)

重点目標

Ⅰ．凡事徹底	Ⅱ．学力向上	Ⅲ．進路指導の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 ・身なり ・時間のけじめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学年で手帳を活用し、生徒各自が主体的に目標を持ち、学習に向かう姿勢を培う。 ・評価方法の見直しから、主体的な学習への取り組みを促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムポリシーを評価基準としたPile Up Planを実施することで自己の学習内容を把握する。 ・グラジュエーションポリシーを踏まえた自己実現に向け、生徒が主体的学習姿勢を成長させるための助力をする。

☆カリキュラムポリシー”7つの力”

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| ① 愛の実践・感謝の心 | ② 主体性 | ③ 実行力 |
| ④ 対応力 | ⑤ 創造力 | ⑥ 協働性 |
| | | ⑦ 認識力 |

☆”7つの力”のルーブリック表

項目	評価「S」	評価「A」	評価「B」	評価「C」
① 愛の実践・感謝の心	国内外を問わず、支援を必要とする人々に率先して、行動を起こすことができる。	社会奉仕、職業体験、自然体験（環境への関心）など様々な活動を通して、他人に共感し、思いやりと感謝の心を表現することができる。	呼びかけられた支援、奉仕活動に参加することができる。	他者への関心が低い、または関心をもちながらも、行動を起こすことができない。
② 主体性	自分の将来の夢や方向性を、社会的な課題と関連付けながら、主体的に取り組みを進めることができる。	自分の将来の夢や方向性もち、それに向かって自ら考え判断し、行動することができる。	自ら判断し、自主的・自発的に行動することができる。	受動的・従属的に行動し、自ら考え判断することができない。
③ 実行力	高い目標を掲げ計画的に実践できる。また、状況に応じて、自らの役割を理解し実行できる。	自らの目標に向かって行動し、あきらめずに最後までやり遂げることができる。	自らの目標に向かって行動し、取り組むことができる。	自らの目標が見いだせず、目標達成のために行動することができない。
④ 対応力	環境に応じて、新たな発想や気づきを活かせるよう考えて自らが取るべき行動を実践できるだけでなく、その場に応じて活躍することができる。	環境に応じて、新たな発想や気づきを活かせるよう考えて自らが取るべき行動を実践できる。	環境に応じて、とらえ方を柔軟にし、新たな発想や気づきを考えることができる。	環境を言い訳にして何もすることができない。
⑤ 創造力	自分の考えや常識にとらわれず、物事に新たな価値を見出し、提案することができる。	自分の考えや常識にとらわれず、物事に新たな価値を見出すことができる。	物事を多角的に捉え、自分の考えと比較することができる。	物事に対して様々な見方をすることができない。
⑥ 協働性	多様な価値観を認め、自ら進んで他者と関わりあい、物事に粘り強く取り組むことができる。	個性を認め合いながら、他者とも関わりあい、物事に粘り強く取り組むことができる。	他者と関わりあい、物事に粘り強く取り組む努力ができる。	他者と関わりあい、物事に粘り強く取り組むことができない。
⑦ 認識力	自己の置かれている立場や周囲の環境を認識し、積極的に関わり合いを持ち自己認知・他者理解に努めることができる。	自己の置かれている立場や周囲の環境を認識し、積極的に関わり合いを持つことができる。	自己の置かれている立場や周囲の環境を認識することができる。	自己の置かれている立場や周囲の環境を認識することができない。

学則抄

※下記、（ ）は高等学校学則。

第3章

第6条

学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条

学期は次のとおり2学期制とする。

前期 4月1日から9月30日

後期 10月1日から3月31日

第8条

休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 年度始め休業日 4月1日から4月4日まで

(4) 夏季休業日 7月29日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(6) 年度末休業日 3月21日から3月31日まで

(7) 学園創立記念日 5月1日

(8) 学園の休日 5月2日

(9) 慰霊の日 6月23日

- 2 校長は教育上必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第4章

第13条

生徒が他の中学校（高等学校）へ転学しようとする場合、保護者はその事由を明記した書面にて願い出、校長の許可を受けなければならない。

第14条

生徒が、退学しようとする場合、保護者はその事由を明記した書面にて願い出、校長の許可を受けなければならない。

第15条

生徒が疾病その他やむを得ない事由によって休学する場合は、校長の許可を受けなければならない。また、3ヶ月以上休学しようとする場合、保護者はその事由を明記した書面に、医師の診断書等、これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

第16条

校長は、次の事由があるときは、学校医又は保健所長の意見を聞いて保護者に対し、生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 伝染病にかかっているとき

(2) 伝染病にかかっている疑いがあるとき

(3) 伝染病にかかるおそれがある場合

第18条

欠席、遅刻又は早退しようとするときは、保護者は速やかに校長に届け出なければならない。

第19条

生徒及び保護者、保証人の氏名、国籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、校長に速やかに届け出なければならない。

第5章

第25条（第26条）

既に納入した入学金、授業料その他の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第27条（第28条）

授業料等納付金の納入期限を1ヶ月以上経過したときは、保護者に督促状をだして通知する。

- 2 授業料等納付金の納入期限を2ヶ月以上経過したときは、保護者の呼び出しを行う。また保証人にもその旨を通知する。納入が困難な場合は延納願を校長に提出する。ただし、その期限は5ヶ月未満とする。
- 3 授業料等納付金の納入期限を5ヶ月以上経過したときは退学するものとする。

第9章

第30条（第31条）

校長は、生徒が性行、学業、ともに優秀でその他の模範となる者を褒賞することができる。

第31条（第32条）

生徒が、学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 前項の懲戒は訓告及び退学とする。（懲戒は訓告、停学及び退学とする）
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第32条

校長は、性行不良であって他の生徒の教育上妨げがあるときは教育上必要な場合に限り、その保護者に当該生徒の出席停止を命ずることができる。

本校生徒のつとめ

(1) 礼儀

学校生活を問わず、社会の中では、お互いの人格を認め、思いやりの心を持つことはとても大切なことです。私たちは、お互いに挨拶を交わし、日頃から身なりを整えることを大切にしたいと思います。また、心から感謝の気持ちを伝えることも忘れずに大切にしていきたいと思います。そして、私たちは自分の言葉や行動に対して責任と自覚を持ちたいと思います。

(2) 隣人

建学の精神に「全ての人間は父なる神によって創造された兄弟姉妹である」とあります。私たちは、この学園に集う者をはじめ、全ての人を兄弟姉妹のように敬愛します。人はそれぞれ異なる条件の中で生活しています。しかし、全ての人が尊い人格を持っています。私たちはお互いに尊敬する気持ちを大切にします。また、苦しい立場にある人や、困っている人に対して率先して力になれるよう心がけます。

(3) 心を育む

人よりも多くの知識があるから立派だと勘違いしてはいけません。知識を人のために生かしてこそ尊いことだと知りましょう。また、自分を誇って見せたり、傲慢に振る舞うことは愚かなことです。私たちは、学ぶことは大切なことと考えますが、同時に、自然を愛し、動植物を大切にし、あらゆる感動と経験とともに成長し、豊かな心を育んでいきます。

(4) 学習

何事も自ら率先して行うことはとても大切なことです。学習においても同じことが言えます。今私たちが学んでいるのは、単に成績を上げるという小さな目的ではなく、将来の大きな夢のためであり、強いては人のために役立つ人間となるための学習です。今よりもさらに向上した自分を育てていくことが私たちのつとめです。授業を大切にし、自ら学ぶ姿勢を養い、家庭でも予習、復習を十分に行い、日々の積み重ねの努力によって学力の向上に励みます。

(5) 健康

規則正しい生活は健康を維持するために欠かせないものです。十分な睡眠をとり、間食をせず3度の食事をしっかりといただき、適度な運動を行うことで、毎日を元気よく過ごしたいものです。自らが健康について心がけることはとても大切なことです。授かった命を大切にしていくことは私たちのつとめです。

校則

(1) 服装

- 常に清潔さを保ち、普段から身だしなみを整えるよう心掛ける。
- 入学式、卒業式の式典、大会、コンクールに出場するとき、また特別に指定した日には正装とする。
(スカート着用時は紺のハイソックスにリボン、ズボン着用時はネクタイとする)
※9月の前期終業式は正装とはしない。平時は各自体温調整を考えて正しく制服を着用すること。
- 装飾品(ピアス・ネックレス・ブレスレット・アンクレット等)の着用は認めない。
- 長袖、半袖シャツの下には白・黒・グレー・ベージュの無地の肌着を着用すること。

制服に関する規定

ブレザー	学校指定。
長袖シャツ	学校指定に準じたものであること。色や襟の大きさなどが異なるものは認めない。 半袖のYシャツも認める。
半袖シャツ	学校指定。
セーター ベスト	学校指定。色は白、グレーの自由選択とし、補助的な扱いとする。
スラックス スカート	学校指定。スカート丈は膝にかかること。
ネクタイ リボン	学校指定。
ベルト	学校指定に準じたもの。華美なもの(ベルト穴が2段以上のもの、布製のものは認めない)。
ソックス	学校指定に準じたもの。 色は紺、グレー、白、黒の自由選択とし、小さなワンポイントであれば認める。色の濃淡が指定のものと極端に異なるものは認めない。女子の防寒のための黒タイツを認める。式典など学校の指定した日には紺色のハイソックスとする(スカート時)。
制靴	学校指定に準じたもの(黒のローファー)。厚底や華美なものは認めない。
運動靴	運動に適したもの。

(2) 頭髪等

カトリック学校生徒としてふさわしい品位ある髪形を心がけ、奇抜な髪形やパーマ、脱色、着色等は認めない。頭髪を染めた場合には、直ちに元に戻す指導を行う。眉毛を極端に整えている場合にも指導対象とする。清潔であることを心がけ、本校生徒としてふさわしい髪型をする。

(3) 所持品

- 中学生は指定のリュックを使用し、高校生は学校指定に準じたもので、学用品が収納でき、華美なものでなければ指定外のカバンでも認める。(新中1)
※中2は制靴、補助バック、中3は上記の高校生に準じる
- 校内に不必要なものを持ち込まない。また、許可なく飲食類(お土産を含む)も持ち込まない。
- 盗難や紛失を未然に防ぐために、貴重品は学級担任、部活顧問等に必ず預ける。高校生が昼食を購入する際は予め小銭を自己管理し、それ以外は貴重品として預ける。体育の授業では体育科教員に預ける。
- 物の貸借は行わない。また、校内に所有物を置いて帰らない。

- 5 スマートフォン、携帯電話を校内に持ち込む生徒に対しては下記の使用マナーを徹底させる。
- ① 校内では電源を切ること。
 - ② 校内では持ち歩かないこと。（自己管理）
 - ③ 放課後、ピロティで使用する場合は、大声で話したり、歩きながら使用したりせずに短時間で通話を終えること。
 - ④ 登下校時にむやみに使用しないこと。
- 上記のマナーが守られない場合、担任は保護者に連絡した上でこれを預かり置き、保護者に直接返却するものとする。

※携帯の使用は、放課後、ピロティのみで保護者との連絡時だけ使用できる。

(4) 免許取得

高校生の免許取得については下記の通りとする。

自動車、自動二輪車の免許取得については、学業を継続させる上で支障があるものと判断し、これを認めない。但し、例外として、やむを得ない事情により取得の必要性が生じた場合には、学校長の許可を得るものとする。また、原動機付自転車についても免許取得の必要性が認められないので、学校として好ましくないものと判断する。

(5) アルバイトについて

アルバイトについては(4)と同様な理由によりこれを認めない。

(6) 特別指導について

飲酒、喫煙、その他の問題行動があった場合、学則に従って中学生は特別指導、高校生には停学を課し、特別な指導を行う。

(7) 警報時の対応

- 1 午前6時30分の時点で、沖縄本島中南部に特別暴風警報、特別大雨警報、暴風警報が発令されている場合は臨時休校とする。
- 2 大雨警報や洪水警報が発令されていても通常通り授業を行う。但し、自宅周辺で局地的な大雨、洪水などにより危険が予測される場合は、安全を最優先し登校させるか否かの判断を家庭で行う。その際、その事実を文書にて提出すれば、公認欠席（遅刻して登校した場合は公認遅刻）となる。
- 3 電話回線が混雑し、必要な連絡ができなくなるので、学校への電話での問い合わせは避ける。

(8) 登下校

- 1 登校時間は通常午前7時30分から朝礼開始までの間とする。朝礼開始時に所定の場所にいなければ遅刻とする。但し、教員の許可を得ればその限りではない。
- 2 自転車で登下校を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出する。受理された者は届け出の順路に従って登下校する。校内では所定の場所に駐輪する。
- 3 登校後、許可なく校外に出てはならない。
- 4 完全下校時間は通常6時30分とする。(試験期間中は12時30分)。土曜日は午後1時を下校時間とするが、行事等で変更する場合もある。土曜日、長期休暇中に許可を得て活動を行う場合は、午後5時までとする。事情により下校時間を超過する場合には、担任又は顧問を通して学校長の許可を得る。

(9) 出欠席

- 1 欠席、欠課、遅刻、早退をする場合には、下記の届け出あるいは手続きを行う。
 - (ア)欠席
午前8時30分までに、保護者から学校へじんじんメールで連絡をする。
 - (イ)欠課・早退
何らかの事情により欠課・早退する場合には、あらかじめ担任に申し出る。また、保健室を利用したい場

合は、学級担任（授業中は教科担当者）に所定の用紙に記入してもらい養護教諭に提出する。

2 忌引

忌引き日数を次の通り定め、この日数以上欠席する場合には事故欠扱いとする。保護者から学校へ連絡をする。

- (ア) 一親等（父母） 7日以内
- (イ) 二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3日以内
- (ウ) 三親等（曾祖父母、伯叔父母） 1日

3 下記の理由による欠席、欠課等は、学校長の許可を得て公欠と認められる。

- (ア) 学校の代表として公式の試合や会合等に出る場合。
- (イ) 進学又は就職のため試験を受ける場合（高3）。
- (ウ) ストライキ等により公共の交通機関が利用できなかった場合。
- (エ) その他学校長が正当と認めた場合。

4 学校保健安全法施行規則に基づく伝染病（インフルエンザは除く）の診断を受けた場合には、医師からの治癒証明書を必ず保健室または職員室の教員に提出する。教室への入室は、保健室または職員室で許可を受けてからでなければならない。

5 インフルエンザの対応については、学校保健安全法施行規則第19条2項に従う。尚、治癒証明書の代わりとして、「インフルエンザ経過報告書」を提出する。

本校生徒心得

（1）学習

- 1 授業を大切にす。また、自ら学ぶ姿勢を養い、家庭でも予習、復習に励む。
- 2 授業開始のチャイム前に席に着く。チャイムと同時に授業が開始できるようにする。
- 3 授業には集中して取り組み、向上心を持つ。
- 4 教材の貸借は行わない。
- 5 教材は基本的に持ち帰る。

（2）試験心得

- 1 試験は日頃の学習の成果をはかるものである。計画的に勉強し、心身ともに健康な状態で臨む。
- 2 試験1週間前から終了日までは職員室の入室を認めない。
- 3 試験開始5分前には着席し、静かに待機する。尚、必要なもの以外は教室に持ち込んではいけない。
- 4 保健室での受験は基本的には認めない。

（3）校内生活

- 1 昼休みに講堂で活動する場合には、衛生面に留意し定められた服装で行う。
- 2 自動販売機の使用は朝礼前、昼休み、放課後とする。
- 3 外階段は許可なく利用しない。
- 4 購買部の利用は、朝礼前と放課後とする。

(4) 校外生活等

- 1 校外にあっては本校生徒であることを自覚し、責任ある言行をとる。

(5) 長期休暇

- 1 計画性を持つ！

休みをどのように過ごすかをしっかり計画立てる。規則正しい生活を過ごし、休み明けに影響のないよう摂生すること。

- 2 毎日の学習の積み重ね！

積み重ねの努力があってはじめて大きな成果をあげることができるものと念頭に置き、毎日の学習、宿題の取り組みなどしっかり計画立てて行うこと。

- 3 外出の際には行き先を告げる！

外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を伝えてから家を出る。お家の人留守の場合には、メモを残すなどの工夫をする。

- 4 事件や事故に巻き込まれないためにも自ら注意する！

交通ルールを厳守すること。また、深夜の外出は絶対に行わないこと。誘惑の多い場所への出入りを避け、事件や事故に巻き込まれないよう自ら注意を払うこと。気のゆるみから思わぬ災難に見舞われることがあるので、奇抜な服装や必要以上のお金を持ち歩かないようにする。万が一、事件や事故に巻き込まれたら、必ず親に話し、学級担任あるいは学校にも連絡をすること。

- 5 部活動でのマナー

部活動は、顧問の指示に従い、事故のないよう励むこと。登下校は制服を着用すること。休日や大会等の登下校については、学校指定ジャージや部活動チームが指定する服装も認める。昼を挟む活動の場合には、昼食を忘れずに用意する。また、終了後は寄り道をせずまっすぐ帰宅すること。

- 6 家庭での手伝いと自己発見

普段できない家庭での手伝いを積極的に行うこと。日頃、何かと心配をかけ心を砕いてくれるお家の人に対して、自分にできる“何か”を見つけ、この休み中に実行し、家族の一員としての自覚をしっかり持つこと。また、ゆとりのある時間の中で、自分自身を見つめ直し、普段思っていることや考えていることなど、お家の人にいろいろと話してみる。話すことで、今までとは違う自分を発見することができるかも知れない。

- 7 問題発生時の対応

外出中に問題が発生した場合は、必ず近くの大人に助けを求めること。自分たちで解決しようとしないうこと。必ず保護者、担任に報告すること。

手続き上のきまり

- 1 異装許可願（用紙：生徒指導部）

やむを得ない理由により頭髪、服装、所持品等においてある一定期間異装が必要な場合には、担任を通して生徒指導部に届け出て、学校長の許可を得る。

- 2 次の項目は事務室で手続きを行う。

(ア) 学校生徒旅客運賃割引証下付願：学割証の交付は原則として長期休暇期間中に限る。

(イ) 定期券購入通学証明証下付願

(ウ) 身分証明書下付願：担任を通して生徒指導部に届け出て学校長の許可を得て手続きを行う。

(エ) 在学証明証下付願：担任を通して事務室で下付を受ける。

- 3 次の事項が生じた場合は、担任へ申し出て所定の用紙を提出する。

(ア) 住所変更届：住所の変更が生じた場合

(イ) 保護者変更届：保護者あるいは保証人の変更が生じた場合

生徒の自治活動

生徒は自治活動を通して、学校生活をより明るく充実したものにするために努力しなければならない。生徒の自治活動には、生徒会活動、委員会活動、部活動がある。

- 1 生徒会活動は、全生徒の意見を反映させる活動であり、生徒会選挙の規約に定められる公正な手続きを踏み、選出された役員がこれを統括し、運営する。
- 2 委員会活動は、学校生活をより充実したものにするために、具体的な計画を立て実践していく場である。各学級から委員を選出（全員が所属）し、その集まりを委員会とする。また、生徒会と常に連携をとり、協力し、全生徒の賛同を得る活動でなければならない。
- 3 部活動は、共通の趣味、興味を持った生徒が集まり、学校生活をより充実した豊かなものにするため、相互協力のもと活動し運営されるものである。部活動の目的は、自己の特性を発見し、自発的、自治的な活動を行うことで生涯学習の基礎を身につけ、集団活動を通して社会性や望ましい人間関係を図るところにある。入部は個々の意志に任せる。

生徒会	委員会	学級委員、宗教、福祉、保健・給食、図書、放送、環境美化	
	部活動	運動系	硬式野球部、軟式野球部、陸上部、バドミントン部、ゴルフ部 男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部
		文化系	ソーイング部、吹奏楽部、美術部、軽音楽部、ESS部、ボランティア部、物理工学部

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は沖縄カトリック中学高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は沖縄カトリック中学高等学校生徒全員で構成し、本校教員を顧問とする。
- 第3条 本会教員の助言と指導のもとに民主的な自治活動の礎を築き、学校生活をより向上させることを目的とする。
- 第4条 生徒会役員は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名で構成し、毎年1月に改選する。
- 第5条 生徒会役員は、学校生活を向上させるために、学校行事、生徒総会、代表者会議、評議会の招集、進行を行い、ボランティア活動などの中心的な役割を果たし、各委員会、各部活動への助言、指導を行う。
- 第6条 本会の決議事項は校長の許可を得て実施する。

第2章 生徒総会

第7条 生徒総会は本校生徒会会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第8条 生徒総会は、生徒の3分の2以上の出席で会は成立し、出席者の過半数の賛成で議決される。

第9条 生徒総会には定期総会と臨時総会がある。

(1) 定期総会

前期、後期にそれぞれ1回ずつ開く。前期総会においては前年度の決算報告を行う。後期総会においては予算を審議し、決定する。また、その他の報告を行う。

(2) 臨時総会

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 代表者会議の申請があるとき。
- ③ 会員の3分の1以上の要求があるとき。

第10条 生徒総会には、議長1名、副議長1名、書記1名を生徒会役員から選出する。

第3章 代表者会議

第11条 代表者会議は、生徒会会長が招集し、生徒会役員、各委員会の代表者、各部活動の代表1名で構成され、3分の2以上の出席で会は成立し、出席者の過半数の賛成で議決される。代表者会議は次の場合に開かれる。

- (1) 生徒会会計の予算、決算を審議し、総会に提出するとき。
- (2) 代表者の3分の1以上の要求があるとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

第12条 代表者会議には、議長1名、副議長1名、書記1名を生徒会役員から選出する。

第4章 評議会

第13条 評議会は、生徒会役員と教職員代表によって構成される。

第14条 評議会は、生徒と教職員の相互関係を深め、自由な討議を通じて、生徒、教職員の疑問、要望を広い範囲で吸収することを目的とする。

第15条 評議会は、議長1名、書記1名を構成員の中から選出する。

第5章 委員会活動

第16条 委員会活動は、学校生活をより充実したものにするために、具体的な計画を立て実践し、活動内容については、生徒会役員と常に連携をとるものとする。

第17条 委員会は、各学級から数名ずつ選出し、その中から、委員長1名、副委員長1名を選出する。委員長は年1回、1月に次年度の予算案の提出と、前期、後期に1回ずつ活動報告と会計報告を行わなければならない。

第6章 部活動

- 第18条 部活動は、共通の趣味、興味を持った生徒が集まり、学校生活をより充実したものにするために相互協力のもと活動し運営されるものであり、その目的は自己の特性を発見し、自発的、自治的な活動を行うことで生涯学習の基礎を身につけ、集団活動を通して社会性や望ましい人間関係を図るところにある。
- 第19条 活動時間は、定められた下校時間までとする。土曜日、日曜日、祝祭日は特別活動願を、長期休暇期間は練習計画を事前に提出しなければならない。
- 第20条 試験1週間前や顧問、監督者が不在の場合、その他停止の指示があった場合には活動を行わない。
- 第21条 活動を行う生徒は次のことを厳守しなければならない。
- (1) 登下校に際しては、定められた服装で行うこと。
 - (2) 校外活動を行う場合、本校生徒であることを自覚し責任ある言行をとること。
 - (3) その他、定められた規則を守り活動をする事。
- 第22条 各部活の代表者は、年1回、1月に次年度の予算案の提出と、前期、後期に1回ずつ活動報告と会計報告を行わなければならない。
- 第23条 創部に関する規定は、別途に定める。
- 第24条 休部、廃部に関する規定は別途に定める。

第7章 生徒会選挙の規約

- 第25条 生徒会選挙は選挙管理委員会によって運営される。尚、選挙管理委員会は生徒会役員と各学級の代表1名によって構成される。
- 第26条 選挙管理委員は、立候補者及び推薦人となることはできない。
- 第27条 期日内に立候補者が満たない場合は、4日間の猶予を設ける。
- 第28条 立候補する生徒は、会長1名、副会長、書記、会計を各2名ずつの計7名とする。なお、副会長、書記、会計は中高1名ずつとする。
- 第29条 生徒会役員に立候補する者は所定の用紙に必要事項を記載し、選挙管理委員会に提出する。
- (1) 立候補後の立候補する役職の変更は認めない。
- 第30条 投票は、選挙管理委員会の指示に従い、投票用紙は選挙管理委員会が用意したものを使用する。
- 第31条 選挙管理委員会は選挙権を持たない。
- 第32条 不正が発覚した場合には、その選挙を無効とし、不正を行った立候補者を除いて再選挙を行う。
- 第33条 選挙管理委員会は即日開票を行う。
- (1) 不信任投票が投票者数の過半数を超えた場合は、再び立候補期間を設け選挙を行う。
- 第34条 新規生徒会役員の任期は2月1日から次年度の1月31日までとする。
- 第35条 新生徒会役員が2月1日より活動を開始できない場合は、発足するまでの間、すべての生徒会活動を停止する。
- 第36条 その他の規定に関しては、選挙管理委員会にて定める。

第8章 会計

- 第37条 本会の会費は生徒会費による。
- 第38条 会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 第39条 会費の運用に当たっては顧問の指導を受ける。
- 第40条 評議会にて監査を行う。

第9章 修正

第41条 本規約改訂は、評議会で審議され、生徒総会で過半数の賛成で決定する。

補 則

第1条 本規約は平成19年4月1日より施行する。

第2条 本規約により作られる全ての細則は評議会の承認を得る。

第3条 第29条（1）及び第33条（1）は、平成24年5月14日より施行する。

図書館利用

（1）利用時間

午前8時30分から午後6時までとする。長期休暇期間の開館日についてはその都度連絡をする。

（2）閲覧

図書閲覧は自由であるが、新聞、雑誌類、その他指定された図書の持ち出しは認めない。

（3）帯出

（ア）貸出、返却の手続きは昼休み及び放課後とする。

（イ）貸出期間は1週間以内とする。長期休暇期間中は、休暇終了後の翌日までとする。

（ウ）貸出冊数は2冊までとする。長期休暇期間中は5冊とする。

（エ）参考書の貸出は一夜貸しとする。

（オ）禁帯図書の持ち出しは認めない。

（カ）返却日には遅滞なく返却すること。

（キ）図書を紛失した場合には弁償すること。

（4）厳守事項

（ア）図書を大切に扱うこと。

（イ）書架から取り出した図書は元の場所に戻すこと。

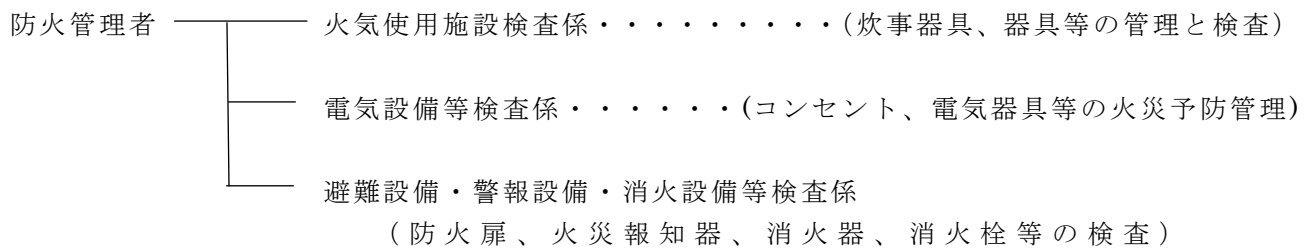
（ウ）私語や飲食等によって、他人に迷惑をかけぬように自戒すること。

防災計画

【目的】

この防災計画は、消防法第8条第1項に基づき沖縄カトリック中学高等学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

1. 防火管理組織 * 日常の防災管理に努める組織

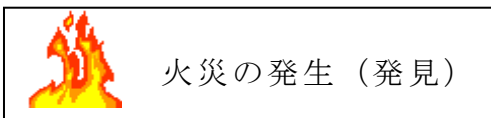


2. 消防活動組織

* 災害発生時の安全避難を図る組織（実際の行動は行動指針を参照）

班の名称	活 動 内 容
① 避難連絡班	119番通報、非常放送等による全学園への連絡
② 避難誘導班	生徒の誘導、人数確認、生徒の管理
③ 救助班	校内点検をして遅れた避難者を救助・誘導する
④ 工作班	防火扉の閉鎖、電気の遮断を行う
⑤ 消火班	消火器や消火栓での消火活動、消防隊への協力
⑥ 救護班	負傷者への応急手当、病院の手配など
⑦ 書類班	必要書類の搬出

火災発生時の行動指針



小さな火災か？ — YES — 水・消火器などで消火する。（あまり無理をしない）
※小さな火なら布をかぶせたり、叩いて消す。
※火を見てもあわてず落ち着いて行動する。

NO

非常ベルを押す — 近くにいる教員に大声で知らせる

◎ 落ち着いて放送などによる連絡を受けるまで絶対に外にでない。

事務所への連絡 — 119番 通報

非常放送での連絡 ※非常放送用スピーカーの音量はいつでも最大（3）にしておく。

避難

◎ 火災発生場所からなるべく離れた経路で避難させる。避難後扉を閉める。

◎ 避難中の心得

- ・ 話をしない
- ・ 靴をきちんと履く（上履きのまま）
- ・ 走らない
- ・ 前の人を押さない

※廊下・階段には普段から物品を置かないようにする。

◎ ガラス窓や蛍光灯の破片などで怪我をしないように注意する。

教員による
消防活動

- ★ 避難誘導班・・・避難した生徒の管理
- ★ 救護班・・・負傷者への応急手当
- ★ 消火班・・・初期消火、消防隊への協力
- ★ 救助・工作班・・・生徒の救助、防火扉の閉鎖、電気の遮断
- ★ 書類班・・・非常持ち出し書類の搬出

帰宅

◎ 十分に鎮火するまで安全な場所で待機し、電話連絡などを通じて帰宅する。

地震発生時の行動指針



地震の発生

- ◎生徒は直ちに机の下に潜り込む。（机の脚をしっかりとつかむ）
※潜り込める机のない場合には、落下物に備えて頭を防護する。
※教室内の高い場所には重たい物や危険物（ガラス類）を置かない。
※倒れやすい棚などはL字金具で壁に固定しておく。
- ◎出口確保のため直ちに教室の扉を開ける。（歪みで開かなくなることがある）
- ◎火気類を使用している場合には、すぐに消す。

非常放送での連絡を聞く

- ◎被害状況を把握する。

小さな被害か？

—YES— 避難の指示がなければ、教室を整理して授業等続ける。

NO

避難

*授業担当者がおこなう。

- ◎被害の少ない経路から避難させる。
- ◎帽子があればかぶる。（なければノートなどで頭部を保護する）
- ◎避難中の心得

- ・話をしない
- ・靴をきちんと履く（上履きのまま）
- ・走らない
- ・前の人を押さない

※廊下・階段には普段から物品を置かないようにする。

- ◎ガラス窓や蛍光灯の破片などで怪我をしないように注意する。

教員による消防活動

- ◎消防活動の内容は火災発生時の行動指針に準ずる。
ただし、地震後の建物倒壊などによる二次災害を防ぐため、校舎への出入りは慎重に行うこととする。

生徒を帰宅させる

- ◎安全な場所で待機し、電話連絡などを通じて帰宅する。

沖縄カトリック中学高等学校「いじめ防止基本方針」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見・対処及び再発防止のため対策を総合的かつ効果的に推進することを旨として、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止基本方針制定の意義

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本方針を定める意義としては

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、特定の教職員がいじめを抱え込まず組織として一貫した対応を行う。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③ 加害者への成長支援の観点から、いじめの加害者への支援につなげる。 の3点を意義として基本方針を定める。

(2) いじめの防止対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止等対策は以下の理念の下におこなうものとする。

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)》

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※「一定の人的関係」の「一定」とは「顔見知り」ということ。

3. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある。従って本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人ひとりを大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。
そのため、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

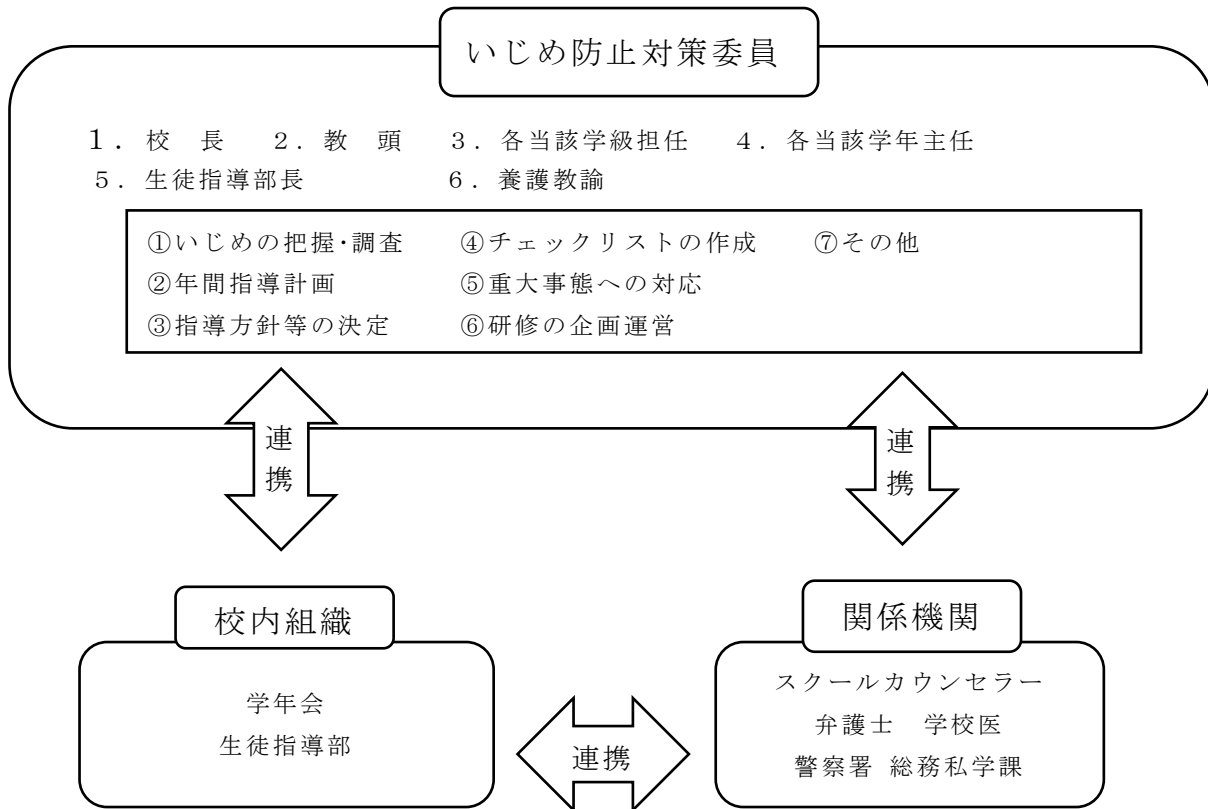
4. いじめのない学校づくり

- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させ、自分を大切にしてお互いを思いやる心を育て、いじめ・暴力のない学校をつくる。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。

5. いじめ問題に取り組む指導体制

いじめ防止対策委員会

- (1) 校内委員会：校長、教頭、各当該学級担任、各当該学年主任、生徒指導部長
養護教諭 ※事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) 外部委員会：弁護士、スクールカウンセラー、学校医等



6. 「いじめ防止」について

(1) 学級経営の充実（学級担任）

- 居心地の良い学級を作る。
- 生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
- 基本的な生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校や学級の決まりを守る生徒を育成する継続的な指導を行う。

(2) 授業中における指導の充実（教科担任）

- 「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し生徒の学習保障を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

(3) 宗教の授業や学校行事、生徒会活動を通じた倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 生徒達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 委員会・部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
- 性に関する講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

- いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。
- 学校便り等を通して、各家庭への情報発信を行う。

7. 「いじめの早期発見」について

(1) 教職員による観察や情報交換

- 日頃のホームルーム活動や授業、休み時間、生徒会活動、部活動等において生徒の様子を観察する。
- 生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。
- 生徒から緊急を要する情報は、関係職員と共有する。
- 教師用「いじめチェックリスト」を活用する。(別紙資料①)

(2) 教育相談体制の整備

- 学校生活アンケートを年に2回実施する。
- 保健室・相談室での相談体制やスクールカウンセラーによるカウンセリング体制を整備する。
- 生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

8. 「いじめに対する措置」について

関係する生徒・保護者への対応

(1) いじめを受けている生徒に対して

- つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

(2) いじめを受けている生徒の保護者に対して

- いじめの事実を正確に伝える。
- いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
- 家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(3) いじめている生徒に対して

- 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
- いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。

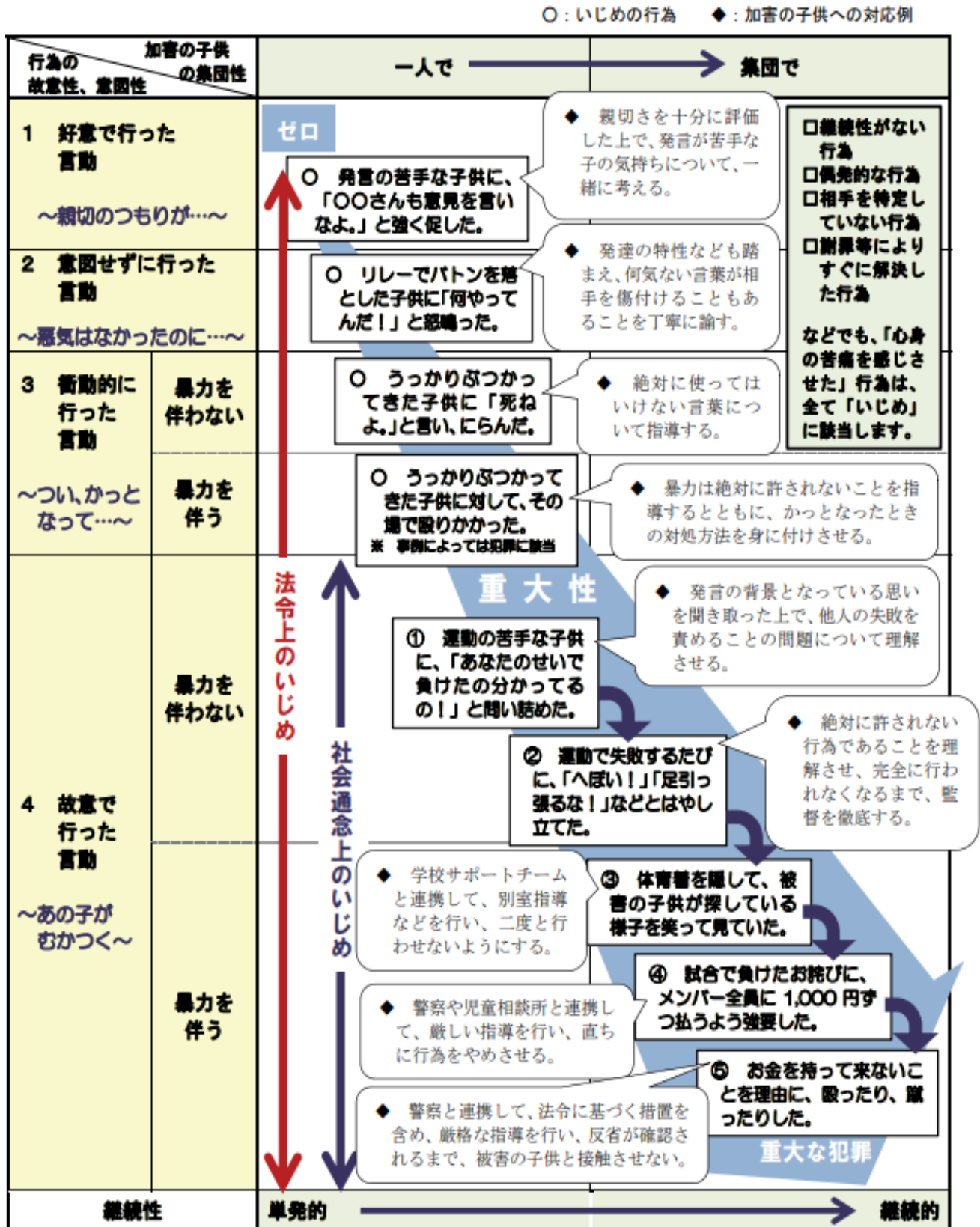
(4) いじめている生徒の保護者に対して

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情を理解する。
- 生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

9. 重大性の段階に応じたいじめの類型（例）

～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



10. 保護者・関係機関との連携

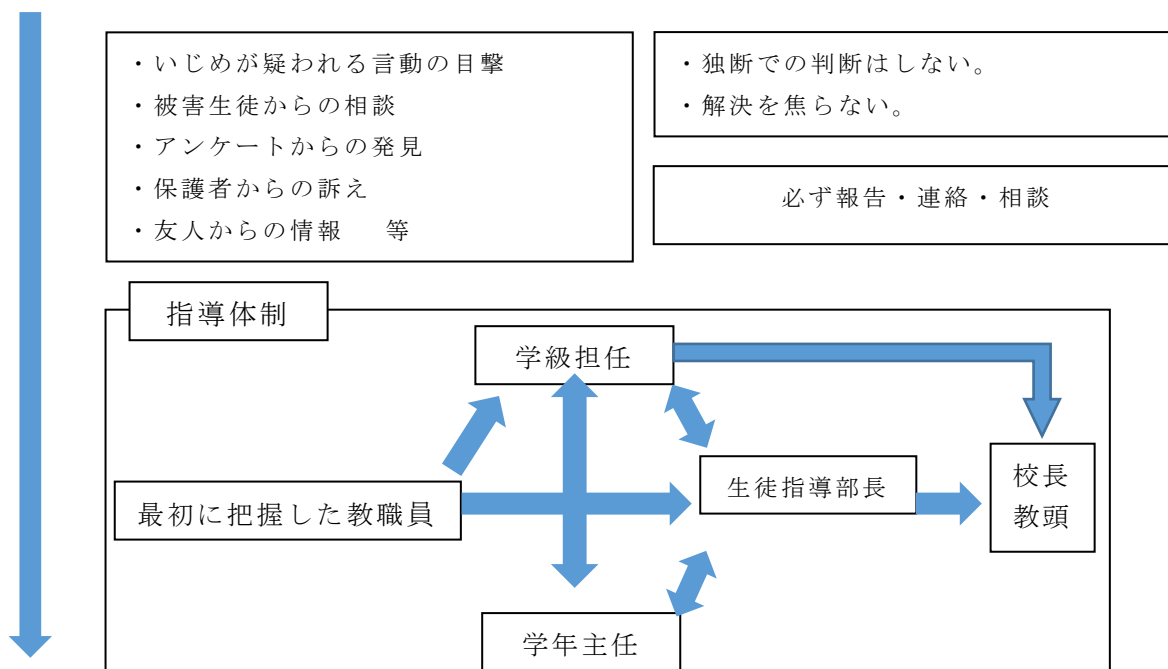
- (1) いじめ防止、解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) 保護者総会、面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめチェックリスト」を活用する。(添付資料②)
- (4) 警察等の関係機関とは日頃から関係づくりを進め、必要に応じて連絡・相談する。

11. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番署や警察署と連絡や相談がしやすい関係づくりを進める。
- (2) 地域における生徒の様子が聴けるよう地域の自治会等と連携する。

12. いじめの発見から解決まで

- (1) 発見の具体的手立て
 - ① アンケート (定期的)
 - ② 教職員の気づき (朝夕 SHR・授業前後休憩時間・移動教室・休み時間・昼休み・放課後等) と情報交換・共有化
 - ③ 面談 (三者面談・個人面談等)
 - ④ 家庭の気づき (日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり)
 - ⑤ 相談窓口の複数化 (担任・学年主任・保健室・生徒指導部等)
 - ⑥ 生徒自身による取り組み (ホームルーム活動・生徒会活動会・部活動・委員会等)
- (2) 発見から指導にいたる組織的対応
 - ① いじめの情報(気になる情報)の把握



- ② 対応チームの編成へ
- ③ 対応チームの編成



校長、教頭、各当該学級担任、各当該学年主任、生徒指導部長、養護教諭
※事案に応じて柔軟に編成する。

④ 対応方針の決定・役割分担

ア 情報収集、整理

イ 対応方針の決定

- ・ 緊急度の確認
- ・ 事情を聴き取る際や指導時に留意すべき点の確認

ウ 役割分担

- ・ 被害生徒からの聴き取りと支援担当
- ・ 加害生徒からの聴き取りと指導担当
- ・ 周囲の生徒、全校生徒への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

⑤ 事実確認と支援・指導

ア 事実確認（原因究明）

いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導

- ・ 支援を行えるようにする。

聴き取りは、被害生徒 → 周囲の生徒 → 加害生徒の順で行う。

（聴き取りの際の留意事項）

- ・ 複数の職員で行う。
- ・ 先入観に陥らないよう留意する。
- ・ 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- ・ 秘密を厳守し、必ず被害生徒と情報提供生徒を守る。
- ・ 聴き取りを終えたらいじめ防止対策委員会に報告し、説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・ 被害児童に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・ スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・ いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・ いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返さないように指導する。
- ・ 必要であれば、関係機関とも協力し、いじめは絶対許されない行為であることを認識させる。
- ・ 反省期間が終了した後も、教職員との交流の中で成長を促す。

エ 生徒全体への対応

- ・ 被害生徒の秘密は厳守し、その上で、好ましい集団の在り方等を指導する。
- ・ ホームルーム、学校の雰囲気常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団作りに努める。

オ 保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として被害生徒を徹底的に守っていくことと、対応策を具体的に伝える。
- ・ 経過報告をこまめに行い、協力を得る。

（3）ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を映像・画像・印刷等で保存するとともに、対応を協議し、関係生徒から聴き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

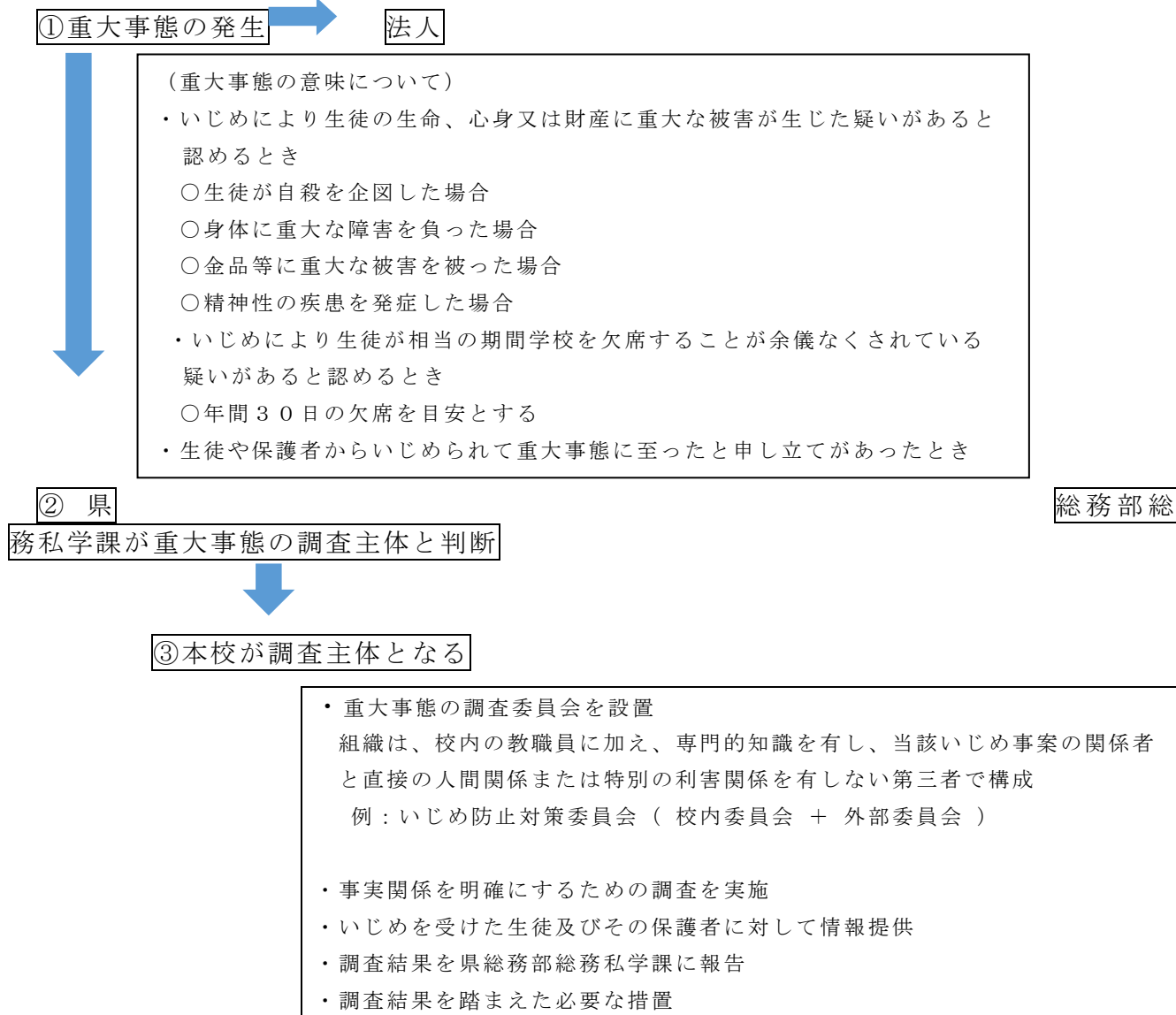
また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」としての必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※ 法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等の管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、全国法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

対処法の例として別紙参考資料③—1～6を参考に対処を行う。

1 3 . 重大事態への対応

早期対応による事実の確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。



14. 年間計画

※年2回のいじめ実態調査(必要に応じて随時実施といじめ対策委員会を開く。)

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修 ・年度開始説明会で「いじめ防止対策委員会」の概要を知らせ、HPにも掲載する。 ・いじめ防止に関するポスターを各教室に掲示する。 ・集会やHRを通じていじめ防止対策委員会の存在と意義を知らせる。 ・学年会にて、いじめ防止について各学年に適った指導法の共通理解を図る。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新生入生歓迎会を通じて仲間意識の向上、自他を認める情操面の育成を図る。 ・「いじめチェックリスト」の配布 ・いじめに関するアンケート実施（第1回目） ・いじめに関するアンケートに基づいて、生徒指導部が学級担任と連携をとって実態把握する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・平和月間で命の尊さと人間の尊厳について学ばせる。 ・学年会（専科の情報含め）にて、気になる生徒の情報交換(不定期開催)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケートに基づいて、学級担任が個人面談に活かす。
9月 ～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年行事や学校行事を通して、達成感や友情を育む。 ・学年会（専科の情報含め）にて、気になる生徒の情報交換(不定期開催) ・いじめに関するアンケート実施（第2回目） ・いじめに関するアンケートに基づいて、生徒指導部が学級担任と連携をとって実態把握する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会という学校行事を通して、一人一人が大切にされていることや愛の意味を学ぶ。
1月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会（専科の情報含め）にて、気になる生徒の情報交換(不定期開催) ・いじめ防止対策委員会(情報引き継ぎ)

15. 連絡機関

- ・宜野湾警察署 098-897-0110
- ・那覇地方法務局 098-854-7950 (代表)
- ・コザ児童相談所 098-937-0859
- ・沖縄県立総合教育センター 098-933-7537

16. 相談窓口

- ・24時間子供 SOS ダイヤル フリーダイヤル 0120-0-78310
- ・子ども人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110

※いじめに悩んだり、心配な友だちがいたら気軽に相談。

教師用「いじめチェックリスト」（学校における生徒観察の視点）

場面等	観察の視点（変化に気づく）	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる ○不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い ○ふざけて質問する
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い ○悪ふざけをすることが多い
給 食 時	<input type="checkbox"/> 給食にいたずらされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 給食を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きな物を他人へ譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人で残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する ○他の子の荷物を持っている	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る
動作・表情 等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する ○乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ ○反抗的な態度が増える
持 ち 物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される ○目立つ服装をしてくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる ○高価な物を持ってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に虐待行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる ○校則違反、問題行動をする

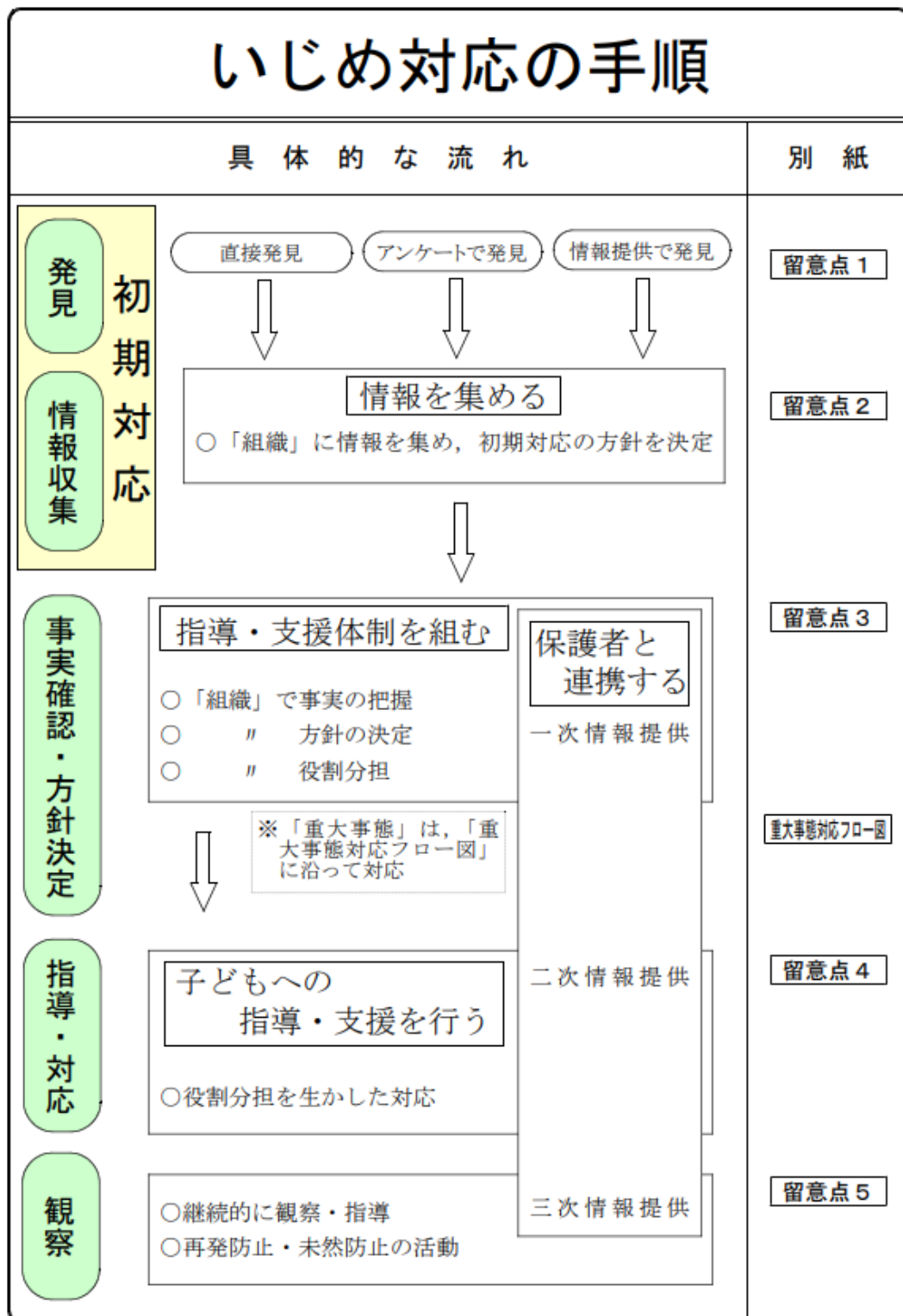
○は強要によるもの

家庭用「いじめチェックリスト」

別紙資料②

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印をつけて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」などが有りましたら、担任にご相談下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしづむようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物を無くしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることを嫌がるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	



参照：秋田県総合教育センター

校時表

1 朝礼

月・火・木・土	学級朝礼	8:10～
水	みことば朝礼	8:05～
金	学年朝礼（第1） 全体朝礼（第2）	

学級朝礼後、朝読書を実施

定期試験期間中の場合は学級朝礼に切り替える。水曜日・金曜日でも学級朝礼に変更する場合は8:10からとする。

2 時間割

朝 礼	8:10～(月・火・木・土)
	8:05～(水・金)
1校時	8:30～ 9:15
2校時	9:25～ 10:10
3校時	10:20～ 11:05
4校時	11:15～ 12:00
給 食	12:00～ 12:35
昼休み	12:35～ 12:55
5校時	13:00～ 13:45
6校時	13:55～ 14:40
7校時	14:50～ 15:35
清 掃	15:40～ 16:00
終 礼	16:00～ 16:10

※ 試験時間帯については2週間前に教室掲示を行う。

曜日	朝礼
月・火・木・土	学級朝礼
水	みことば朝礼
金	学年朝礼（必要に応じて） 全体朝礼（月1回）

※ 試験期間中、模試の日は学級朝礼とする。

※ 水曜日・金曜日を学級朝礼とする場合は8:10からとする。

※ 学級朝礼後は1校時開始までの間、朝読書を実施する。

始業式 終業式 修了式 生徒集会
8:05～

※ 上記内容 1、お祈り 2、聖書朗読 3、聖歌 4、校長講話 5、表彰 6、校歌

沖縄カトリック中学高等学校

〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原3丁目16番1号

TEL 098-897-3300

FAX 098-897-3412

ホームページ <http://www.catholic-okinawa.ed.jp/>

E-mail ocjs@catholic-okinawa.ed.jp